

介護報酬改定等に係る事業者説明会会議次第

- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 事

(1) 居宅サービス関係について

13:05～

- ①(予防)訪問介護、(予防)訪問入浴介護、
(予防)福祉用具貸与、特定(予防)福祉用具販売
- ②(予防)訪問看護、(予防)訪問リハビリテーション、
(予防)特定施設入居者生活介護、(予防)居宅療養管理指導
- ③(予防)通所介護、(予防)通所リハビリテーション
- ④居宅介護支援、介護予防支援
- ⑤その他〔 中山間地域等における小規模事業所の評価
中山間地域等に居住する者にサービス提供した事業所への評価等 〕

< 休 憩 >

(2) 介護保険法等改正関係について

14:40～

(3) 介護従事者等に関する国の助成金について

(4) 加算等の届出について

(5) 地域密着型サービス関係について

(6) 施設サービス関係について

- ①(予防)短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ②(予防)短期入所生活介護、介護老人福祉施設

4 閉 会

16:55

※上記時間はあくまで目安です。遅くなる場合もあり得ますので、予め御了承ください。

質問先 県長寿社会課 サービス指導班 FAX 073-441-2523